

特別障害者手当認定基準

- 1.下の表の7項目のうち2項目以上に該当する方
- 2.下の表の7項目のうち1項目に該当し、かつその他に定める項目で2項目以上に該当する方
- 3.下の表の三号から五号までの1項目に該当し、立ち上がりや服の脱ぎ着などの動作の点数が基準以上の方
- 4.内部障害などで、絶対安静を必要とする方
- 5.高度の精神障害などで、食事や用便の始末などの能力の点数が基準以上の方

一	・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
二	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
四	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
五	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
七	精神の障害であって、前各号と同程度と認められる程度のもの

※詳しくは下記までお問い合わせください。



申請・問い合わせ先
三木市役所健康福祉部障がい福祉課
〒673-0492三木市上の丸町10番30号
電話：0794-82-2000（内線2365）
FAX：0794-82-9943
Mail：shogaifukushi@city.miki.lg.jp

作成日：2025.4.1

ご案内

特別障害者手当

（国の制度）

特別障害者手当とは

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする満20歳以上の方に支給されます。

申請するのに障害者手帳は必要なく、原則、手当認定診断書で審査します。
支給するには所定の診断書（障害福祉課にあります）による認定で審査を受ける必要があります。要件を満たさない場合は却下になることがあります。

支給の条件

- ・障がいの状況が手当支給認定基準に該当すること。（裏面参照）
- ・満20歳以上であること。
- ・市内に住所を有すること。
- ・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得が所得制限基準額を超えていないこと。
- ・3か月以上継続して病院又は診療所に入院していないこと。
※病院や診療所には介護老人保健施設も含まれます。
- ・下表の施設に入所していないこと。
※下表以外の施設については、障害福祉課に問い合わせてください。

支給できない施設	障害者支援施設、のぞみの園、特別養護老人ホーム、養護老人ホームなど
支給できる施設	グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など

支給の流れ

①



障がい福祉課にお問い合わせください。

②

市役所

障がい福祉課



認定対象となる可能性のあるお身体の部位の診断書と申請書類をお渡します。

- 1 手当認定診断書
- 2 手当認定請求書
- 3 手当所得状況届
- 4 手当口座振込依頼書

③



病院

手当認定診断書の作成を依頼してください。

診断書作成にかかる費用はご本人負担です。
基準を満たす程度であるかご確認のうえ、作成を依頼されることをお勧めします。

④

市役所

障がい福祉課



必要書類をそろえて提出してください。

- ②の1~4
- 5 印鑑
- 6 ご本人名義の通帳
- 7 障害者手帳
(所持されている場合のみ)
- 8 マイナンバーまたはマイナンバー通知書など

⑤



審査

1カ月程度かかります。

認定



⑦

口座振込します。

5月、8月、11月、2月の10日に前月分までを指定口座（ご本人名義）に振り込みます。（ただし、支給予定日が土・日・祝日の場合は、支給日を繰り上げて支給します。）
認定されると申請された月の翌月分から支給されます。

⑥



結果を通知します。

却下



心身の状態に変化等あれば再申請できます。

⑧

現況確認をします。

8月に所得状況現況届を提出いただきます。また、年に2回程度、施設入所・入院状況などの確認書類を提出していただきます。現況届や確認書類については、手当受給対象者にこちらから送付いたします。